

平成28年度の養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について

このことについて、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第25条に基づき、下記のとおり公表します。

記

1 本県の養介護施設従事者等（※）による高齢者虐待の状況

○養介護施設従事者等による高齢者虐待が認められた件数：3件

区 分		施設①	施設②	施設③
被虐待者の状況	性別	女性（1人）	女性（1人）	女性（2人）
	年齢階級	75～79歳	90～94歳	90～94歳（1人） 95～99歳（1人）
	心身の状況	要介護4 認知症有り	要介護5 認知症有り	要介護3（1人） 要介護4（1人） 認知症有り
高齢者虐待の類型		身体的虐待 心理的虐待	介護・世話の放棄 ・放任	身体的虐待
施設・事業所の種別類型		介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	認知症対応型共同生活介護
虐待を行った従事者等の職種		介護職員	特定できなかった	介護職員

2 高齢者虐待に対して取った措置

- ・虐待防止法に基づく事実確認
- ・施設に対する指導及び改善計画の提出
- ・改善状況の確認

（参考）

※「養介護施設従事者等」とは

「養介護施設」（注1）又は「養介護事業」（注2）の業務に従事する者

（注1）「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

（注2）「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業